プライバシーマーク付与適格性審査に関する旅費規程

（趣旨）

第1条　この規程は、一般社団法人日本印刷産業連合会（以下「日印産連」という。）が、プライバシーマーク付与適格性審査に関する手続規程第 17 条第 2 項に定める現地審査のための旅費について定める。

（現地審査費）

第2条　日印産連は申請者に対して現地審査に係る以下の交通費、宿泊費を請求する。

１．　申請者の現地審査先の所在地が日印産連を基点に片道 100km 以遠の場合

（１）交通費　　現地審査に伴い発生した鉄道運賃、航空運賃、船舶運賃、電車・バス運賃及び必要に応じてタクシー運賃等を請求する。

但し、航空運賃は日印産連を基点として路線距離で 550km 以遠ないしは鉄道での所要時間が片道 4 時間以上かかる場合に請求することができる。なお、交通費は現地審査当日の正規料金とする。

（２）宿泊費　　審査員一人当たり、1 泊　13,150 円（日当含む）の定額を請求する。

但し、同一申請者に対する現地審査に 2 泊以上が必要となった場合は 2 泊目以降、審査員一人当たり 1 泊に付き、8,150 円の定額を請求する。また、審査所在地から日帰り可能と事前同意があった場合は日当として 5,000 円のみを請求する。

２．申請者の現地審査先の所在地が日印産連を基点に片道 100km 未満の場合

交通費として審査員一人当たり、実費を請求する。

（請求及び振込）

第3条　日印産連は現地審査費を現地審査終了後に申請者に請求する。

２．　現地審査を受けた申請者は、請求に基づいて速やかに日印産連が指定する金融機関口座に現地審査費を振り込むものとする。但し、振込手数料は申請者の負担とする。

３．　請求にあたって日印産連は、交通費及び宿泊費に関する領収書ないしその写しを添付しないものとする。

（審査の中断・打ち切り）

第4条　日印産連は申請者からの現地審査費の振込が無い場合、審査の中断、打ち切りを行うことができる。

（規程の公表）

第5条　本規程は、日印産連のホームページに掲載するなど適切な方法で公開する。

（改定）

第6条　本規程の改定は、プライバシーマーク審査センター長の発議により、プライバシーマーク委員会の承認を得るものとする。

（附則）

１．この規程は、平成 19 年 7 月 31 日から施行する。

２．この規程は、平成 21 年 7 月 29 日に改定し、平成 21 年 9 月 1 日以降の現地審査から適用するものとする。

３．この規程は、JIPDEC「プライバシーマーク制度基本綱領」の制定に伴い、JIPDEC 関連規定との用語の整合を図り改定し、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

４．この規程は、一般社団法人への移行に伴い見直し改定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

５．この規程の改定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

６．この規程の改定は、消費税率変更に伴い見直し改定し、令和元年 12 月 1 日から施行する。

以上